



議案第十八号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四十三年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

第一条中「水道事業」を「簡易水道事業」に改める。

第二条中「水道」を「簡易水道」に改め、「水道管理費」を「簡易水道管理費」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。